

諮問庁：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

諮問日：平成28年10月6日（平成28年（独情）諮問第84号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（独情）答申第75号）

事件名：特定個人が依頼した細胞サンプルの解析に係るメール記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年8月24日付け28機（総）第044号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書3文書は法人文書に該当し、保有形態にかかわらず組織内において保有されているはずの文書である。

本件事案の発生は、特定日A、特定機関特定研究者が保有する細胞サンプルの解析を公的第三者機関に依頼したと発表されたことによる。この発表時、そして結果記者発表時においても特定研究者はただ公的第三者機関としてだけで固有名義を明示しなかったが、特定日B、特定報道機関A及び特定報道機関Bが、放射線医学総合研究所と報じている。

この報に対する確認された方が広報課の特定職員との応答（電話録音）で、機関として特定研究者との契約はしていない、所内調査で、研究者間研究でなされていたことが判明したとのことである。

ということはメール等文書は所内研究者が保有しているものである。この度の不開示決定の「請求に該当する保有文書はないため」との理由は、研究者が所属している部署の文書管理担当を探索した結果によるものであろう。開示請求書の別紙と重複するが、文科省ガイドラインの研究成果物の提供の簡素化の指針、研究者が管理する成果物を国の研究者

間において可能とする指針に「（一）定期的に提供にかかわる報告を機関の定める者にすること」とあり、法2条法人文書定義三要件に該当するので電子メール等も法人文書である。（組織共用性）報告行為はメール等が保証、「（二）研究者は責任をもって提供（受理）に関する記録を保管すること」、「（三）記録はFAXや電子メール等による記録も可能とする」とある。文科省指針は本件3件が法2条に該当する法人文書であることを示すことになる。

本件対象文書は文科省ガイド指針によって研究者が責任をもって保管しているものであり、文書管理担当部署には保有されていないから、探索しても見つからない。

であるので、本件対象文書を保管している研究者に提示してもらって開示することを求める。

(2) 本件対象文書が放射線医学研究所所属の研究者が保有していることに係わる経緯

平成27年、私は特定機関に対し、特定研究者と第三者機関との本件に係わるMTA文書の開示請求をした。

ア 不開示処分だったので審査請求をしたところ、諮問庁特定機関の諮問理由説明書が審査会より送付されてきた。その理由説明書（添付資料）に、電子メールによる記録も存在するため（MTA不要で文書不存在）と明記している。

イ 貴所、広報課は所内調査により、貴所所属の研究者が特定研究者との間で（国の研究者間での提供指針どおり）なされたものと問い合わせ回答している。そして機関として解析契約はしていないと否定している。

ウ 特定報道機関Aと特定報道機関Bは不正確であるが、放射線医学総合研究所と報じているが公共メディアが特定研究者に確認した上での報道である。

以上により、貴所所属研究者がメールを保有していることはまちがいない。

所属文書管理担当場所を探索しても見つからないので該当研究者に提示を求めて、改めて開示を請求するものである。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書

特定日A、特定機関特定研究者が放射線医学総合研究所所属の研究者に、特定研究者保管の細胞サンプルを解析依頼し、その結果を発表した件について、当該解析に係る以下の法人文書。

①メール記録

②解析書又は報告書

③会計記録

2 審査請求に係る原処分

上記①から③について、文書不存在による不開示。

3 審査請求の内容

特定日 A、特定機関特定研究者が行った記者会見において、特定研究者が第三者機関に依頼した特定細胞の解析結果を発表した。当該第三者機関について、いくつかの報道機関が国立研究開発法人放射線医学総合研究所（現在は国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所。以下「放医研」という。）である旨を報道しており、またこの件について第三者より照会を受けた放医研の広報が、放医研の研究者が個人で行った解析である旨回答していることがインターネット上に記事として掲載されている。当該解析に係る記録は、研究者個人で行ったものであるにせよ、文部科学省の「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」に基づき放医研において保管されているはずなので、存在しているはずのものである。なお、特定機関は電子メールによる記録が存在すると（審査請求人が特定機関に対し行った不服申立ての諮問理由説明書に）記載している。

4 原処分を行った理由

特定機関特定研究者が依頼したとされる「第三者機関への解析」に関しては、放医研所属の研究者が個人として特定研究者の依頼を受けたものであり、放医研は機関として解析の依頼をされていない。このため、放医研は当該第三者機関には当たらず、開示請求した文書で法人文書に該当するものはない。

また、放医研は内部の規程として「国立研究開発法人放射線医学総合研究所研究成果物取扱規程」を定め、これに則った事務を行っている。当該規程 1 条では「有用な財産である研究成果物に関して、」放医研から「外部へ提供する若しくは外部から提供を受ける際に必要な事項を定め、適正な取扱いを図ることを目的」とされており、研究者が個人として行った解析に係る記録について、放医研が保管する義務はない。

なお、文部科学省の「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」は、平成 14 年に、当時の各国立大学、各国立高等専門学校、各大学共同利用機関研究協力担当部課長、物品管理事務担当部課長あてに作成されたものであり、放医研を直接対象とするものではないため、同ガイドラインに基づく対応は放医研には求められていない。

また、当機構において電子メールの管理は各職員が行っているが、開示請求に該当するような特定研究者からのメールは確認できず、さらに放医研ではメールサーバー等にバックアップデータは保管していない旨申し添

える。

以上のことから、本件に関し、機構は解析に係る一切の法人文書を保持しておらず、不開示とする原処分 of 維持が適当と考えるため、諮問を行うものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月5日 審議
- ④ 平成29年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書3であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の存否について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

放医研は、生体への放射線影響研究、放射線の医学的利用に関する研究開発等を業務として行っており、そのために遺伝子解析・再生医療を始め関係する分野の専門家が職員として在籍している。

これら職員は、法人又はその所属する組織からの指示で行われるいわばプロジェクト的な研究に従事する場合は例外として、基本的に独立性を有する研究者個人として研究に従事しているものである。

また、各職員は、国費による研究を行うほか、外部の研究者との共同研究等を行う場合がある。この共同研究等の実施に先立ち、事前調査として試行的、簡易な実験を行うのは、研究者個人としての裁量の範囲と整理している。

本件開示請求に係る「解析」は、上記の事前調査に当たるものとして実施されたものであったため、外部とのやり取りの記録（文書1に相当）や解析結果等に係る文書（文書2に相当）は、研究者としての職員が個人として作成又は取得したものであって、それ自体が法人文書に該当するものではない。また、機構（放医研）がこれらの文書を何らかの理由で法人文書として取得したという事実も認められなかった。

さらに、当該解析に当たって金銭の授受は行われておらず、解析の実施のため特別に経費の支出等が必要とされることもなかったため、当該解析に関して会計処理は特に行われておらず、会計書類（文書3に相

当)も当然存在しない。

したがって、機構は本件対象文書をいずれも保有しておらず、文書不
存在を理由として不開示とした原処分は妥当であると判断するものであ
る。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆
すに足る事情も認められない。

したがって、機構において本件対象文書を保有しているとは認められ
ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を
左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不
開示とした決定については、機構において本件対象文書を保有していると
は認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

文書1 特定日A，特定機関特定研究者が貴研究所に所属している研究者に，特定研究者保管の細胞サンプルを解析依頼していた，その結果を発表した。この解析に係わるメール記録の開示を求める。（解析承諾からサンプル受領そして特定研究者への結果報告等の記録）文科省ガイドラインは研究者が責任をもって保管することとあるので文書管理の担当部署が保管していないことになる。であるので研究者から提出を受け，私に開示して欲しい。

※ 研究者が単独でこの法人文書（メール等）を管理していることについて，添付の文科省ガイドラインを参照して欲しい。単独保管であっても，組織としての保有法人文書であることについて

※ この解析（予備検査）に係わる経費を特定研究者は全額負担していただいたと説明している。この経費負担についても，メール等で合意されたものと思われる。この事のメール記録の部分についても開示して欲しい。もしメールでなく書面であれば合意書面の開示を改めて請求したい。

文書2 文書1に係わるところの，解析結果の文書の開示を請求する。特定研究者は特定日A，記者会見にて，貴研究者氏の解析結果を説明し，記者への資料に解析の図表など掲載していた。特定研究者へは総合的に報告されたであろうから，その解析書又は報告書の開示を求める。

この解析書も，研究者が単独で保管していると思う。

文書3 文書1の解析に係わる経費について，特定機関特定研究者は会見当日，記者への配布資料にて，全額（予備検査分）負担してもらったと記者説明している。この会計処理は研究者氏を通じて所属部署でなされたことであろうから，その会計記録の開示を求める。

（注）「添付資料」は省略した。